

徳島県議会規則第一号

徳島県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十八日

徳島県議会議長 須 見 一 仁

徳島県議会会議規則の一部を改正する規則

徳島県議会会議規則（昭和五十四年徳島県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第百三条中「議場」の下に「及び傍聴席」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。